

サービス管理責任者の配置基準及び兼務関係

	配置基準	勤務形態	サービス管理責任者兼務										
			療養介護	生活介護	共同生活介護	施設入所支援	共同生活援助	宿泊型自立訓練	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
療養介護	60:1 ^(※1)	常勤			①		①	①					
生活介護	60:1 ^(※1)	常勤			①	③	①	①					
共同生活介護	30:1 ^(※2)	—	①	①	②	①	②	①	①	①	①	①	①
施設入所支援	60:1 ^(※1)	常勤		③	①		①	①	③	③	③		③
共同生活援助	30:1 ^(※2)	—	①	①	②	①	②	①	①	①	①	①	①
宿泊型自立訓練	60:1 ^(※1)	常勤	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①
自立訓練(機能訓練)	60:1 ^(※1)	常勤			①	③	①	①					
自立訓練(生活訓練)	60:1 ^(※1)	常勤			①	③	①	①					
就労移行支援	60:1 ^(※1)	常勤			①	③	①	①					
就労継続支援A型	60:1 ^(※1)	常勤			①		①	①					
就労継続支援B型	60:1 ^(※1)	常勤			①	③	①	①					

※1 利用者61人以上の場合、40人又は端数ごとに+1

※2 利用者31人以上の場合、30人又は端数ごとに+1

- ① 利用者が60人以下の場合のみ兼務可
- ② 利用者が30人以下の場合のみ兼務可
- ③ 障害者支援施設の場合のみ兼務可

《その他、兼務に係る規定》

- ・ 業務に支障が無い場合、当該事業所の他の職務との兼務可能
- ・ 利用者60人の範囲で、大規模事業所加配分のサービス管理責任者との兼務可能